

平成 30 年度第 3 回船橋市行財政改革推進会議 会議録

日 時	平成 30 年 10 月 22 日（月）14：00～16：30		
場 所	船橋市役所 9 階 第 1 会議室		
出席委員	武 藤 博 己 谷 本 有美子	法政大学大学院公共政策研究科 教授 公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 研究員 法政大学人間環境学部 兼任講師	
	大 野 敬 三 佐 藤 主 光 沼 尾 波 子 日 吉 淳	市民委員 一橋大学国際・公共政策大学院経済学研究科 教授 東洋大学国際学部国際地域学科 教授 株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 ディレクター/プリンシパル	
	本 木 次 夫	市民委員	
推進本部員等	山 崎 健 二 尾 原 淳 之 伊 藤 誠 二 大 石 智 弘 笹 原 博 志 栗 林 紀 子 筒 井 道 広 丹 野 誠 大 竹 陽一郎 鈴 木 幸 雄 岩 埜 則 昭 森 昌 春 須 田 一 弘 林 康 夫 小 栗 俊 一 丸 良 忠 磯 野 護 齊 藤 武 志	副市長（船橋市行財政改革推進本部副本部長） 副市長 健康福祉局長 建設局長 総務部長 教育委員会管理部長 学校教育部長 子育て支援部長 企画財政部政策企画課長（作業部会長） 企画財政部政策企画課副参事 企画財政部政策企画課副主幹 企画財政部財政課長 企画財政部財産管理課長 総務部総務課長 総務部職員課長 教育委員会管理部教育総務課長 教育委員会学校教育部学務課長 子育て支援部保育認定課長	
事 務 局	政策企画課 総務課 保育認定課 学務課	平野課長補佐、藤野行財政改革推進係長、染谷主任主事、岡本主事、吉田主事、平野主事、江川主事、毛取主事 西田課長補佐 染井課長補佐、松浦課長補佐 西巻係長	
次 第	1．議題 （1）幼児教育の無償化について （2）歳出の見直しについて （3）指定管理者制度について 2．その他		
傍聴者	6 名		
会議の公開・非公開の区分	公開		

開会（14 時 00 分）

○事務局（政策企画課係長）

それでは、定刻となりましたので、平成 30 年度第 3 回船橋市行財政改革推進会議を開催させていただきます。

まず、本日の配付資料を確認させていただきます。資料 1「平成 30 年度第 2 回船橋市行財政改革推進会議意見要旨」、資料 2「幼児教育・保育の無償化について」、資料 3「歳出の見直しについて」、資料 4「指定管理者制度の運用について」、以上 4 点でございます。お手元の資料で不足がございましたら、挙手していただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

マイク的使用方法ですが、マイクのスイッチを押していただきますと赤いランプがつき、マイクがオンになります。ご自分の発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、お手数ではございますが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただきますよう、あわせてお願いいたします。

続きまして、委員の出席者についてご報告いたします。本日は 7 名全員の方にご出席していただいておりますことから、船橋市行財政改革推進会議設置要綱第 5 条第 2 項に規定されております会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、会議の公開・傍聴についてご説明させていただきます。本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第 26 条により公開となります。

また、傍聴につきましては、傍聴者の定員を 10 名として市ホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。なお、本日、6 名の傍聴者がいらっしゃいますことをあわせてご報告いたします。

それでは、推進会議設置要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、議事の進行につきましては武藤会長にお願いいたします。武藤会長、よろしくお願いいたします。

○武藤会長

それでは、議事に入る前に、傍聴者に入場していただきます。

（傍聴者入室）

○武藤会長

傍聴者の方は、受け付けの際にお渡しした「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

それでは、平成 30 年度第 3 回船橋市行財政改革推進会議を始めます。

最初に、前回会議の要旨について、事務局より報告してください。

○事務局（政策企画課係長）

事務局でございます。それでは、前回、8 月 27 日に行われました第 2 回船橋市行財政改革推進会議の意見要旨をご報告いたします。資料 1 をご覧ください。

前回の会議は、議題として、「将来財政推計について」、「学校規模の適正化と現状について」、「会計年度任用職員制度について」を議題とし、幅広いご意見をいただきました。当日ご発言いた

いた主な意見をこちらの資料にまとめさせていただいております。詳細につきましては後ほどご確認をいただければと思います。

まず、議題1つ目の「将来財政推計について」は、平成29年度決算額を反映した財政見通しについてお示しさせていただき、昨年に引き続き深刻な状況であり、歳入の確保、歳出の削減により、30～60億円の効果を生み出す必要があることをご説明させていただきました。「行財政改革を進めていくに当たり、市民の理解を得るための取り組みについても考えること」、「事務事業全体を見直す体制を整えて、不要不急の事務を減らしていく必要がある」、「今回の推計では保育料の無償化の影響を考慮していないこと」、「無償化については財政への影響が大きいことが予想されるため、新たに算入し、結果次第では今後の保育所等の運営について検討する必要がある」というようなご意見をいただきました。

次に、議題2つ目の「学校規模の適正化と現状について」では、国における公立小中学校の適正規模・適正配置等の考え方及び船橋市の児童生徒数の推移や学校規模、教室数など、市の現状についてご説明させていただきました。「学校規模については、現状だけではなく、将来の状況を見据えてブロック別に考えていくこともできる」、「余裕教室の実態を把握する際は、使用の有無ではなく、時間別の稼働率を整理し、活用についても検討する必要がある」、「児童数の推計だけではなく、更新費用や建て替えまでの年数など、さまざまな要因を複合して再配置を検討する必要がある」というようなご意見をいただきました。

3つ目の「会計年度任用職員制度について」では、制度の概要、船橋市の臨時・非常勤職員の現状及び制度移行に当たっての課題と対応についてご説明させていただきました。「同一労働同一賃金の観点から、常勤職員が行う本格的業務と臨時・非常勤職員が行う補助的業務に仕分けをする必要がある」、「業務の仕分けは、各課において業務内容を理解した上で業務フローを具体的に整理する必要がある」、「民間委託や指定管理者制度の導入に関しては、人件費の削減効果だけではなく、住民が求めるサービスの均一性に着目し、多様化したニーズに細かく対応する必要があるか区分し、検討する必要がある」、「業務の見直しや繁忙期における業務等の工夫を検討し、コスト抑制を図る必要がある」といったご意見をいただきました。

簡単ではございますが、前回会議の意見要旨のご報告については以上となります。

○武藤会長

ありがとうございました。

事務局からの報告は以上となります。

1. 議題

(1) 幼児教育の無償化について

○武藤会長

それでは、本日の議題に移ります。1つ目の議題は「幼児教育の無償化について」です。

前回会議で議題とした将来財政推計では、歳入の確保、歳出の削減により、30億円から60億円程度の効果を生み出す必要があることが示されましたが、前回会議の質疑の中で、幼児教育の無償化による影響が将来財政推計には考慮されていないことが指摘されております。幼児教育の無償化について、昨年度第6回推進会議において概略の説明があり、夏までに無償化措置の対象範囲等について結

論が出される予定であることが示されておりました。そこで、今回、幼児教育の無償化を議題として、対象範囲とその影響額について、国からその詳細な財源が示されていない状況ではありますが、現状をご説明いただきたいと思います。

まず、所管課に説明を求めたいと思います。

○保育認定課長

保育認定課長です。それでは、資料2の「幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください、これに即してご説明申し上げたいと思います。

無償化につきましては、本市の場合、子育て支援部においては保育認定課、地域子育て支援課、療育支援課、学校教育部においては学務課が無償化の実施に関連する所属となっております。

表紙をめくっていただきまして、幼児教育無償化の経緯についてでございます。

幼児教育無償化につきましては、少子化問題の一因となっている子育て世代への負担軽減措置の一環として、平成26年度以降、段階的に実施されてきております。29年12月8日に閣議決定された新しい経済政策パッケージにおいては、広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用に加えて、住民税非課税世帯の0歳から2歳児についても無償化することとされております。

その後の国の動向でございますが、認可外保育施設等の無償化内容についても取りまとめがございました。続いて、骨太の公表、幼児教育の無償化に関するFAQなどが未定稿ながら出されているところでございます。

現時点では、詳細について徐々に明らかにはなっていますが、相変わらず、財源ですとか事務手続の細かい部分、そういったものは不明の状況でございます。

続きまして、無償化の実施時期・対象者等についてでございます。

実施時期につきましては、平成31年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指すとなっております。

対象者でございますが、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料を無償化する。0歳から2歳児の子どもの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化するとされております。

無償化となる対象の利用料でございますが、子ども・子育て支援新制度に入ってきている幼稚園、保育所等については、利用料の全額を無償化する。ただし、延長保育料ですとか行事費、そういった実費負担すべきものについては対象外とされているところでございます。また、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園につきましては、月額2万5,700円を上限に無償化していく。認可外保育施設等につきましては、月額3万7,000円（0歳から2歳の住民税非課税世帯につきましては月額4万2,000円）までを無償化するというような方向性が出ております。

続きまして、無償化の対象となる施設でございます。

無償化の対象となる施設の表をご覧くださいまして、左端を見ていただきますと、認可の系統と認可外等、それから障害というくくりになっております。

対象施設でございます。一番上は、保育園（私立）、保育園（市立）、設置主体で私立と公立がございます。認定こども園の2号・3号は、認定こども園に通う子どもたちのうち保育相当の子どもたちでございます。それから、地域型保育。地域型保育のくくりの中には、19人以下を基本とする小規模保育事業、いわゆる保育ママさんが自宅等で行う家庭的保育事業、家庭を訪問してベビーシッター

するような居宅訪問型保育、事業所内で設立するような事業所内保育がございます。括弧内は現状の施設数ということであります。

保育園等につきまして右側を見ますと、保育料につきまして、現状で3歳未満が一番低い方が0円です。船橋市の場合、生活保護世帯ですとか住民税非課税世帯は保育所等の保育料は0円になっております。一番高い方は6万円でございます。3歳クラスになりますと一番上が2万8,800円、4歳児は2万6,900円となっております。その下に米印で書いております。3歳未満児平均で4万2,000円、3歳以上児平均で3万7,000円というのは、国が全国の平均額を算出してみた結果の数字でございます。

幼稚園（新制度移行園）が現状で1園ございます。そして、認定こども園の1号と申しますのは、先ほどの認定こども園の2号・3号は保育相当でしたが、1号は幼児教育相当、幼稚園に相当するような部分でございます。これにつきましては、保育料は0円から2万2,200円、船橋市の新制度の枠組みを踏まえての設定でございます。

そして、幼稚園（新制度未移行園）です。基本的に、幼稚園は新制度に入っていない園が多いわけですが、この保育料は幼稚園ごとに設定するというようになっております。

認可外等に入ります。企業主導型保育が現時点で5施設ございます。0歳は3万7,100円、1～2歳は3万7,000円、3歳は3万1,100円、4歳以上は2万7,600円とあります。企業主導型保育は、内閣府が主体となって、児童育成協会というところに依頼して進めているわけですが、その中で、企業主導型保育の基本的な保育料は、標準的にはこの数字として出ている数字でございます。

その下へ行きまして、認可外保育施設、それから、認証保育施設は一般的な認可外保育施設のうち船橋市が一定の基準を満たしたということで認めている施設、そして、居宅訪問型保育（認可外）、事業所内保育（認可外）、これらの保育料については園ごとに設定しております。平均値を船橋市でとってみますと、3歳未満児の平均は6万6,000円、3歳以上児の平均は6万円というところでございます。

その下に行きまして、一時預かり事業は、一般型という、特に保育所等をご利用されていないお子様を月9日を標準限度としてお預かりするようなタイプ、軽い就労、パートですとか、あとはリフレッシュといった場合でも使うことができます。それから、幼稚園型です。幼稚園の基本の教育時間の前後にお預かりするような場合は、一時預かり事業（幼稚園型）と言っております。それから、病児保育施設、ファミリー・サポート・センターでございます。一時預かり施設につきましては、3歳以上児の1日利用が1,000円、3歳未満児が2,500円、病児保育施設は1日2,000円、ファミリー・サポート・センターは平日1時間700円を目安としているところでございます。

その下に行きまして、幼稚園預かり保育（私学助成）は、幼稚園の教育時間の前後に、本来の教育時間に加えてお預かりするような形がメインになってきます。文部科学省側で行っているものが幼稚園預かり保育（私学助成）で、1個上の一時預かり事業（幼稚園型）は新制度の枠組みの中で行っているものでございます。幼稚園預かり保育につきましては幼稚園ごとに保育料を設定しております。

最後に、障害児発達支援施設につきましては、非課税が0円、課税につきましては4,600円と3万7,200円の2段階になっております。

続きまして、主な施設数の対中核市における本市の状況比較でございます。保育所の市立分と私立分、認定こども園の市立分と私立分、地域型保育事業、幼稚園の市立分・私立分というふうに数字を比較してございます。一番下に行きますと、本市の施設数としましては、市立の保育所が8位、私立の幼稚園が1位というふうに上回っている状況がございます。これにつきましては、この次の次のペ

ージで関連をお話し申し上げたいと思います。

次のページに参りまして、財源についての現時点での国の説明でございます。

地方の財政負担のあり方については、年末にかけての予算編成過程において今後決定されていくということでございます。現状としては、施設型給付につきましては、私立は、国が2分の1、県と市が4分の1ずつというような負担、公立については市が10分の10、また、幼稚園における就園奨励費補助金については、国が3分の1、市が3分の2の負担といった形で、既存の財政負担割合を前提にして検討している模様でございます。

その他としまして、ほかにかかる経費についてでございますが、例えば、市町村において相談窓口を設置する、広報、周知していく、あるいは、地方交付税の要望として、無償化実施に伴う指導監査、申請書の審査業務など、また、無償化についてのシステム改修を進めていくということでの予算も計上しているということでございます。

財源につきましては、年末の財務省内示までは不明ではございますが、既存の財源割合から、ある程度、財政への影響を想定していくことはできるということで、非常に粗いものでございますが、次のページに試算したものがございます。

財政等への影響（主な施設の影響額の試算）、現時点で想定される市の負担割合をもとに影響額を試算すると、15億円以上の負担増が見込まれる。保育園（市立）や幼稚園（新制度未移行）が多い自治体は影響が大きくなる見込みと考えられております。

下に行きますと、施設ごとになっていきますが、まず、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業、新制度に移ってきた後の幼稚園につきましては、3.11億円の市の負担減という試算が出ております。これは、右側の現時点での要因を見ますと、保育料の一部が市の負担となりますので、まず歳入が減少します。それと、国の定めている徴収の基準額よりも市が独自に軽減している部分がございます、その部分についても、国・県の負担が、国が2分の1、県が4分の1、合計4分の3入ってくると歳出が減少するということがございますので、歳入が2.22億円減少しますが、一方で歳出も5.33億円減少するということで、差し引き3.11億円の市の負担減ということがございます。

下に行きまして、市立保育園につきましては、保育料が全て（10分の10）市の負担となり、保護者さんが負担していた部分については市の負担となりますので、歳入が減少していく。それが5.93億円でございます。

その下に行きまして、認可外保育施設等は、認可外保育施設以外に、認証保育施設、事業所内保育、居宅訪問型保育等で、この部分につきましては、これまで市が独自に補助をしていたわけですが、無償化の制度が入ってくると新たに国・県からの歳入が増加し、市の歳出としては減少する方向ではないか。ただし、そうは言っても、これは既存の枠組み自体がございませんので、実際の負担割合については不明でございます。

一番下に行きまして、幼稚園（新制度未移行園）につきましては、これまで保護者が負担していた保育料の一部を市が補助することで歳出が増加する。これが12.6億円の市の負担増となります。

このほか、個別の事業としまして、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、幼稚園の預かり保育、就学前の障害児発達支援事業などがございます。これらも無償化の対象として示されているところでございます。

次のページに行きまして、「【参考】財源構成のイメージ（主なもの）」ということで、既存の財源割合によるということ自体、確定し切っているわけではございませんが、市立の保育園と新制度に移っていない未移行の幼稚園について見ますと、市立の保育園につきましては、現在、国の徴収基準

を踏まえた上で市が一定程度を軽減した保育料を設定して、その市が設定した保育料を所得に応じて保護者さんに負担していただいているわけですが、公立部分についてはこれが市の負担 10 分の 10 に移り変わります。

それから、幼稚園の新制度未移行園につきましては、所得等の条件によって、保護者さんが払うべき保育料には補助が入っていて、それは国と市で 3 分の 1・3 分の 2 という割合で負担していて、負担された後の保護者負担については、無償化後、やはり国が 3 分の 1、市が 3 分の 2 という形で負担をしていくであろうという形になります。

この市負担 10 分の 10 ですとか市負担 3 分の 2 が、負担額としては施設数が多いところで影響も出てくるというふうに考えられます。

財政等への影響で、「事務負担の増大」というところに参ります。

無償化に伴い増加が見込まれる業務としまして、支給認定事務には、預かり保育を利用するための保育の必要性の認定事務があります。幼稚園、認定こども園（1 号）の教育相当を利用されている方が預かり保育を利用して、そこに無償化を適用するという場合については、保育の必要性を認定することが必要になってきます。認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター等を利用する方につきましても、無償化導入については、保育の必要性を認定するといった事務が同じように必要になってまいります。

補助金の支給事務、認可外保育施設等の利用者への補助金の支給事務につきましては、償還払いとなることが今のところ有力でございますので、個別の保護者さんから実際に支払った実績を受けて、後に支払っていくといった償還払いの事務が増えていくと考えられております。

また、認可外保育施設の届出・指導監督事務につきましては、無償化の対象となるための新規届出事務の増大。事業所内保育事業につきましては、今までは届出義務はなかったのですが、ここで新規の届出となってまいります。また、認可外保育施設への指導監督事務の増大も見込まれているところでございます。

次に参りまして、国への要望状況でございます。

中核市市長会を通じた要請としまして、指定都市市長会、中核市市長会、全国施行時特例市市長会の三者連名というような形になります「幼児教育・保育の無償化等に関する共同緊急要請」、あるいは、中核市市長会としても、「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置等に関する緊急提言」の中で、無償化の実施に当たっては、地方自治体に負担を生じさせることなく、国の責任において着実に推進するよう要請しております。また、煩雑な手続を強いることがないような制度設計とすることを求めています。そのほか、全国市長会においても、自治体に新たな財政負担が生じないよう、緊急アピールを行っているところでございます。

今後の無償化開始までの対応につきましては、年末に向けて、財務省の内示に合わせまして歳入の予算額等を算出し、また、実際に実施していくためのシステムの改修として、無償化に伴う保育料の改定、幼稚園預かり保育利用者への支給認定、認可外保育施設等への補助金の支給等に関するシステムの改修をする必要がございます。また、病児や幼稚園預かり利用者に対する支給認定、新たに届出対象となる事業所内保育事業所の受付事務等を進めてまいります。

スケジュールのイメージとしては、その下の表に出ているとおりでございます。

説明については以上でございます。

○武藤会長

ありがとうございました。

ただいま、保育認定課より、幼児教育の無償化についての説明がございました。ここまでのご説明でご質問やご意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、大野委員。

○大野委員

大変勉強不足だったもので、こういう質問をするのはどうかと思いますが、この無償化というのは、消費税 10% 引き上げに伴って政策が出てきたというふうに思っています。それで、その段階の中で、急遽、昨年、選挙の中で無償化の話が出てきて、やりますよという話が出て、その中では、消費税の引き上げの中で対応していくのが原則ではないだろうかと考えておりましたが、今日、話を聞いてみますと、その消費税の引き上げの金額分が国から出てくるんですかね。もしくは、市町村にも多少配られ、それ以上は市が負担するという話ですよ。今の想定でいくと。そういうようなことが実際に起こってくるというふうに動いているのですが、消費税の絡みの中では、全体では 8 兆円ぐらい上がるんですか。そのぐらいだと思いますが、その中では、全部これに支払っても 7,000 億円か 8,000 億円ぐらいだと思うのですが、対応できないんですかね。そうやって考えなければいけないものではないですか。私たち素人は、「無償化になって子どもたちを育てられるのはいい話だな。けども、消費税の中で対応できるんじゃないか」と思っていたものですから、その辺、もう一度、わかる人がいたら教えていただきたいというのが 1 点です。

それから、2 点目は何かというと、新たに無償化にすると、全部対象児童をチェックして希望どおりどんどん入れていく話になります。今までは、3 歳以上から幼稚園があって、保育ができるできないの絡みの中でありましたが、これからも同じだと思いますが、「それなら私は保育のほうがいい」とか「それなら私はもう幼稚園じゃない」というような動きが、今も多少あると思いますが、出てくると思います。そうすると、船橋の場合に、施設の偏りが多分にありますから、これが動くときには、大変な処理をしないと、または動かなければいけない。そうすると、またお金がボンと出るということになると、市の行政を大変圧縮する話になる。それでいいんですかという思いをちょっと持っています。

また、当然、待機児童については無償にならないわけですから、これも格差がひどくなる。そして、消費税を上げることによって、このところにはすごく厚くいけれども、ほかの人たちは税金を払い、また市税を払っているということだけになる、これでいいのかと大変疑問を持ちました。

そして、最後になります。これは私の希望ですが、今までの行政改革の中では、幼児教育だとか保育を大変強化するということで、27 年度以降の動きの前から、待機児童を減らすということで、市は大分お金をつぎ込んできている。それは無償化の方向ではなくて、施設だとか人件費を補助する方向で来ていたのですが、これだけ無償化していく中で、今までどおりそれをやらなければいけないのだろうか。そんなに負担を持つ必要があるのだろうか。この辺ももっとしっかり精査して、無償化になった段階で処理していかないと、大変な不公平感を逆に持たせてしまうものになるのではないかと思います。思いを持つのですが、よくわからないものですから、先に質問をさせていただいて、ご意見を伺えればと思います。よろしくお願いします。

○武藤会長

担当課から説明してもらいますか。どうでしょうか。今の質問についてお答えをお願いしますか。

○子育て支援部長

子育て支援部長でございます。まず最初の無償化と消費税の話ですけれども、先ほどからご説明しておりますように、まだ、財源の内訳をどのような形で、例えば、公立の保育園で無償化の話があったときに、全部市の負担というふうに資料はなっていますけれども、このところが本当にそうなるのか。なったときに、じゃあ、それは交付税の中の需要に積み上がっていくのか。そういったことがまだはっきりわかっておりませんので、どうなるかというところでは、まだわからない部分が非常に多くなっております。ただ、地方財政計画という大きな日本全国の地方財政の動きの中でいけば、多分、それは帳尻が合うようにはなるとは思いますけれども、個別の市町村レベルで見たときに、例えば、本市の場合で言って、交付税の需要にそれが積み上がったからといって、それがそのまま交付税のお金として来るわけでもないのです、個別の市町村ごとに見たときにどういう影響があるかというところについては、まだ財源の動きを見てみないとよくわからないところとなっております。

それと、これまで待機になっている方との格差ですとか、あるいは、需要が増えるか増えないか。待機児童の問題については、できるだけ解決していきたいとは考えていますけれども、ご指摘のような点はあるかと思えます。ご希望が増えていくかどうかというところについても、我々、まだどういう動き方になるのか、3歳から無償ですから、0・1・2歳については、従来どおり、お金を取られる方は取られますので、そのところで需要が増えるのか、それとも、もしかすると、3歳まで待つ幼稚園に行こうかなという人もいられるかもしれませんし、全体としての動きは我々もまだ予測はできていないところでございます。

あと、無償化にあわせて既存の歳出についてということでございますけれども、これについても、今そのような状況でございますので、今後、予算編成過程の中で検討されていくというふうに考えているところでございます。

○武藤会長

大野委員、よろしいですか。

○大野委員

はっきりしないということがよくわかりました。

○武藤会長

佐藤委員。

○佐藤委員

若干の追加ですけれども、今、地方財政計画というのが出ましたが、国全体では帳尻が合うようにつくるのは当然なんです。ところが、それが個々の自治体で帳尻が合うかどうかはわからないというのと、実は、今回、地方消費税も0.5%上がるので、この0.5%上がった分も社会保障とか子育てに回ることになっています。したがって、県から一部おりてくる部分もあるし、交付税に至っては一般財源でもあるので、厳密にどう使われるかはよくわからない。実際に現場の財政需要と上から降りてくるお金は必ずしも合うとは限らない。ただ、少なくとも、15億円以上の負担増になるとはいつても、実際いくら分かは、多分、補助金とか交付税とか県支出金とか、そういう形で賄われる部分もあるの

で、全てが市の負担になるかどうかは、最後まで見ないとわからないというところかもしれません。

この 15 億円というのは、確かに、さっき言ったとおり、支出として見ると、財源はこれからどうなるかわからないですけれども、この間の長期試算でいけば、これから財源不足は年間 30 億円から 60 億円と言っているのです、その 30 億円と比較してみても結構大きな金額になります。もし、これがこのまま負担増になれば、それから、前の会計年度任用職員制度は 10 億円と言っているわけですから、それよりも高い負担ということになるので、意外とばかにしてはいけない負担額だと思います。

ここからが市の対応ですけれども、まず、対応その 1 は、これは国への陳情になりますが、確実に補助金、交付税で財源調達できるようにするか、もう一つは、この後の単独事業の話にかかわりますが、恐らく、市がこれまで独自にやられているこれに近い政策、例えば幼稚園に入ったときのお祝い金みたいなものがもしあればですけれども、あとは幼稚園に対する支援金、これらについても見直すべき要素はあると思います。だから、ここから先は、保育、幼稚園関係の市の単独事業をもう一回全部洗い出して、少なくとも直接の受益者が同じであれば、親御さんは今回の無償化によって利益を得ているわけですから、であれば、彼らに対する支援は切ることが可能ということになりますので、恐らく、市としてできることは、今やっている単独事業、関連する単独事業の見直しということになると思います。

あと、経済学っぽいことをちょっと言わせてもらおうと、幼稚園は気をつけたほうがいいと思います。何に気をつけろと言うかということ、一見、補助しているように見えるけれども、あわせて幼稚園の料金を上げる可能性があるんです。そうすると、実際に儲かるのは誰という話になってくる。幼稚園であれば、今、2 万 5,700 円ですね。新制度未移行のところは月額 2 万 5,700 円までを負担、無償にしてあげるのです、実は、幼稚園としては料金を 2 万円上げて、出す側からすれば 5,000 円安くなることになる。したがって、実は気をつけたほうがいいのは、私立の幼稚園は料金設定は自由なので、結果的に誰の利益になるのかというのは監視しておいたほうがいいと思います。いくつかとんでもない値上げをすることが出てくるかもしれないので、そこに対しては目配りが必要ということです。

○山崎副市長

副市長です。実は先週の金曜日に、私、まさにこの話で国に行っておりました。船橋市は、幼児教育無償化の中核市分科会に入っているんです。

8 ページの図をご覧くださいなのですが、公立保育園は全額市負担、それから、私立幼稚園は就園奨励費補助金の負担割合に応じて 3 分の 2 を市負担という形で、これは、あくまでもうちの事務方が、便宜的といいますか、今、佐藤委員もおっしゃっていたように、決まっていない中で、最大値として想定しました。

それで、中核市市長会は、実は前回のときに船橋市だけがこの財源保障を求めています、それ以外につきましては全部、交付税措置という形でかなり動いていました。ところが、今、佐藤委員がおっしゃるとおり、交付税となりますと、マクロの意味では保障されるかもしれないけれども、全国規模でいくと公立保育園が 27 個あって中核市の中で 8 番目に多いという、これを交付税措置されても安閑としていられなくて、中核市の場合は、密度補正をやられても全然、先生方には釈迦に説法ですけれども、はっきり申し上げて、保育園にいくら金が入っているか、正確にいくら使っていくら入ってきたというのは、交付税上、単位費用で動いているところ以外はわからないという状況なので、これは絶対やめてくれという話を主張しまして、基本的にその辺は全部、中核市の要望を私どもの発言に沿って書きかえてもらいました。

そういう形ですけれども、どうも内閣府と事前に調整していた幹事市があるのですが、そちらの話ですと、来年度は無理だみたいな話も出ているのは事実です。ですから、この辺は最終的に政治決着がどうつくかという話で、ただ、ここを全部市が負担した場合に 15 億円という数字なものですから、多分これよりはもう少し小さくなってくるとは思います。ただ、いくら少なくなったかというのを交付税でやられると全く特定しようがないというのが我々のつらいところという話になってくると思います。

それから、市の単独事業がこの後議題になってきますけれども、当然のことながら、その辺のものについては、全体の中で見ていかざるを得ないのかなと、このように思っております。

○武藤会長

追加の説明をありがとうございました。

ほかにご意見いかがでしょうか。本木委員。

○本木委員

本木です。2 番目の資料は非常に難しいですね。特に私が迷ったのは、5 ページに「主な施設数の比較」というのがあります。船橋市はどういう施設が望ましいのか。どうもこの資料を見ると、無償化と言っているけれども、施設の種類によって違ってくるのではないかな。また、私立と船橋市立というふうな時点で見るとまた違ってくるのではないかな。

5 ページの資料の下に赤字で書いてあるように、保育所（市立）が 8 位で幼稚園（私立）が 1 位となっているのは、施設数ということだけで比較をしているようですけれども、本当にそれでいいのだろうかという疑問がありました。というのは、施設を全部まとめて見れば船橋市は 143 施設なので、平均すると 126 施設だから、船橋は 126 施設より多いから充実しているという判断でいいのかな。それとも、鹿児島などは、私立の保育園は 104 もあるけれども、地域型保育だとか幼稚園になると船橋よりも少なくなってしまう。

つまり、どういうふうな疑問かといいますと、人口密度というか、あるいは、その市の広さというか、そういう部分で、子どもたちを対象にした 1 つの施設が子どもたちを受け入れる数が違うから、単にこの数字だけで判断していいのだろうかと思ったのですけれども、この辺はどうなのでしょうかな。

つまり、保育所（市立）は、船橋は 27 あるけれども、鹿児島は 11 しかない。しかし、これを全部整理してしまうと 202 もあるんですね。ですから、施設数だけでこの表を評価して判断していいのかなという疑問を持ったのですが、その辺はどういうふうに判断すればいいのでしょうか。

○保育認定課長

保育認定課長でございます。委員おっしゃるとおり、単純に施設数で各市の状況を、充実している、していないということ自体は判断できないだろうと思います。

実際に、保育所ですとか幼稚園ですとか認定こども園は、それぞれに施設としての特性もございますし、また、規模もそれぞれでございます。どのような施設整備のあり方が望ましいかということは、子育ての計画を立てていく中では 1 つの大きな観点ではあるだろうと思います。本日の資料につきましては、無償化の観点からどう考えるかという部分がございましたので、次の次のページあたりですか、棒グラフで、市立の保育園ですとか新制度に移っていない幼稚園は市の負担が 10 分の 10 だったり 3 分の 2 だったりといったような形で、私立の保育園のように、国が 2 分の 1、県と市が 4 分の 1

ずっといった状況に比べると、無償化については市の負担が多い方向の傾向にあるというところに関連づけるようなご説明の趣旨がございましたもので、施設数の比較というような表を設けた面がございます。私の説明がわかりにくかったので、そのような点、行き届かなかったとすれば申しわけないと思います。

○本木委員

単純な疑問ですが、認可、認可外保育等、施設の種類の種類がたくさんあるわけです。今後、無償化になった場合に、これに対する補助だとか国で負担する部分だとかは全く同じように行われるのかどうかという部分を疑問に思ったのですが、まだ財源の動きが不明だということなので、結局、そういうふうな部分は現時点ではわからないということではないのでしょうか。

○保育認定課長

全体の、特に市から見た財源ですとか、そういった大きい枠組みの中で構成されていくお金の流れ、あるいは細かい制度の設計については、現時点で国から具体的な示しがありませんので、それについては、申しわけありませんが、今の時点で市でも確定することはできないところです。

ただ、保護者さんが施設事業を利用していくための利用料という意味で言うと、ざっくり言いました、新制度に移っている幼稚園ですとか認可保育所、認定こども園といったところについては、その施設の利用料部分について無償化するということがございます。また、新制度に移ってきていない幼稚園が多うございますけれども、こういったところについては、2万5,700円を限度として無償化を実施しましょう。全体の枠組みとしては、3歳以上の方について保育が必要であるということを前提にして3万7,000円、0歳から2歳の非課税の方については4万2,000円を全体の枠の中で考えていきたいと思いますということがありますので、例えば、新制度に移っていない幼稚園で2万5,700円分の幼稚園保育料について無償化を受けた後、3万7,000円との差額部分1万1,300円をほかの事業で使うことができるといったようなところについては、ほぼ制度としては設計されてきているというような状況でございまして、やはり、施設事業で多少取り扱いが違ったり、まだ確定してきていないところがあるということで、わかりにくいというのは事実でございます。

○武藤会長

よろしいですか。

○本木委員

はい。

○武藤会長

では、沼尾委員。

○沼尾委員

今、ご説明を伺いましたけれども、施設型給付については既存の財源負担割合を前提に検討していくのであるとすれば、例えば保育園については、私立の場合には市の負担は保育料の4分の1ですが、市立の場合には10分の10というふうになっていきますので、もちろん、国に対する要望というところ

ろもあるとは思いますが、そうなってくると、本当に、市立の保育所のままでは保育料の負担部分についても私立に比べてコストがかかるということを前提に、そのままの制度でいくのかどうかということは、好むと好まざるとにかかわらず、検討せざるを得なくなるのだろうとは予測しております。

今、既に三位一体改革以降、多くの自治体で公立の保育所を民営化するというをやってきていて、その中で、当然、民営化することでサービスの質が悪くなるのではないかと、様々な議論があり、他方で、私立の保育所だからこそ、例えば障害児保育だとか、いろいろな保育の技能を持っていて、公立とは違った意味で、すごく専門的なサービスを提供しているような保育所さんも全国にはいろいろある中で、保育の民営化というところについて、船橋市の文脈で、市立のいいところと私立のいいところ、あるいは、それぞれの課題も踏まえて、今後どういうふうにしていくのかというところは考えざるを得なくなってくるのではないかと思います。

もう一つは、こちらの場合で例えばネウボラのような仕組みがどういう形で入っているのか、私はあまり存じていないのですが、結局、子育てについても地域包括のような形で地域でも面倒を見る。今回、これで見ると、私も勉強不足だったこともあってびっくりしたのですが、一時預かりとか病児保育、ファミサポについても無償になるということだとすると、「どうせ、無料だし」ということで本当に皆さん気軽に一時預かりを利用するようになれば、サービスの供給自体が追いつかなくなる可能性もある。そういったところも含めて、本当に必要な支援が必要なところに行くためのニーズと供給体制をどうするかということも含めたトータルな子ども・子育てのあり方を、施設型と一時預かりも含めて、もう一度考えるところに直面せざるを得ないだろうというふうな印象を持ちました。

そのあたりの見通しについて、現時点で把握されているようなことはあるのか、あるいは今後どうなのかというようなところについて、教えていただければと思います。

○子育て支援部長

子育て支援部長でございます。当然、おっしゃっているような点も考えていかなければいけないようになってくるとは思います。ただ、こと財源の話に関して言いますと、例えば、公立保育園を民営化ということで指定管理者制度を入れても、制度的には公立の制度が適用されてしまうと思いますので、民間譲渡みたいな形のお話になってきてしまうのかもしれない。

すみません、先ほどから、わからないという話で大変恐縮ですが、例えば一時預かりのときに、どういうときに無償化されるのか。保育の認定を受けていれば無償化されますということになると、当然、就労していて一定の要件を満たしていないと使えませんので、要するに、そういったところがどういうふうになるのかといった細かい設定がわかってこないと見えてこない部分が多うございます。申しわけございませんが、我々もこれから検討していかなければいけないという認識でいるところでございます。

○山崎副市長

つけ足しますと、民営化の議論というのは、今の政策課題として、船橋市は持っていません。今の時点では。例えば、指定管理を悉皆的に全部調査して今やっている最中です。ただ、いきなり今、公立保育園を民営化するというような形は、現段階では持っていないということはまず申し上げておきたいということが一つあります。

それから、小泉内閣の三位一体改革のときに公立保育園は税源移譲を受けて、まさに僕が中核市市

長会で頑強に主張していたのは、国庫負担金に関して税源移譲を受けた覚えはあるけれども、保育料が無償化されるところに関して税源移譲なんてどこに書いてあるんだという話で、ですから、ここのところを10分の10市負担と考えること自体がまず論理矛盾しているのではないかということで、何となく皆さん、2回やって賛同してくれましたけれども、この辺は、内閣府との下打ち合わせの中では、かなりそちらに引きずられて地方財政措置に行きそうな主張が非常に強いんです。ただ、先ほど言いましたとおり、いくらもらっているのかよくわからなくなってしまうようなものよりはということ、これはちゃんとした財源手当を主張しているというのが今の状況です。

○谷本副会長

お金の話プラスということで、9ページのところに、「事務負担の増大」「無償化に伴い増加が見込まれる業務」ということで、支給認定、補助金の支給業務、それから、認可外保育施設の届出・指導監督事務が挙がってきています。随分先の話なら、「こういう課題があるね」でもいいのですが、実際、来年10月から動き出すとなると、もう1年を切っているような状況で、気になりましたのが、実際の処理体制というか事務体制がどうなっていくのか。現場でサービスを提供する方たちのこともそうですが、それを支える事務方側の仕組みがどうなっているのか気になりました。

といいますのも、いただいた資料が、保育認定課、地域子育て支援課、療育支援課、学務課という4つの課にまたがってご検討されています。新しい仕組みが入ってくるので、またがってくるのは仕方ないことだとは思いますが、これだけ複雑な新しい仕組みとして運用していくような形になっていきますと、当然、それに伴って増えていく事務と人員体制、一方で効率的に、でも一方では、受け手の方が不便をなさらないようにというか、なるべく利便性を高めた形で出していくにはどうしたらいいかということで、かなり短期間で準備をして体制を整えていかなければいけないような状況があると思います。このあたり、今の時点ではどのようにお考えになられていますか。何か新組織で横断的に対応されるということはお考えになられていませんか。

○保育認定課長

保育認定課長です。現状としては、国から出てきている仕組み自体が粗々というか、本当に大きくくりなところしか出ていなくて、現実には、私ども保育認定課を含めて各課とも、実際どういう事務をとって、それがどの程度の事務量になり、その事務量に基づく人がどのぐらい必要か、あるいは、組織立て自体が、そういった必要な体制を組んでいくような組織編成が必要なのかといったところまで、まだまだ見えていないのが実態でございます。

この後、具体的に、国が意図している無償化がどういう事務で、私どもとしてどんなふうにとっていけばいいのかというところが見えてくると、各関連課としても必要な事務量が見えてきて、それに応じて配置すべき人ですとか、あるいは組織組みをどうするかといったような議論に入れるかと思えます。今は、まだその前段階のところでは状況を見ざるを得ないというところでございます。

○谷本副会長

国からの指示で新しい仕事が入ってくるときの大変さというのは、実は、私自身、介護保険事務が入る段階で準備担当の仕事をしていたことがあったものですから、いかに現場が混乱するかというのを目の当たりに見てきているのですけれども、それでもこなしてしまうのが自治体のすごいところではあります。とはいえ、一時的になるのか1年間になるのか、現場の方たちの相当な事務負担の増加

が見込まれることは間違いないわけです。

以前、昨年だったと思いますけれども、第4回でいただいていた資料の時間外勤務が多い所属トップ20の中に、ここに名前が挙がっている療育支援課さんと学務課さんが入っていらっしゃるんです。その事務だけではないだろうとは思いますが、既に時間外勤務時間が長いという対象になっているようなセクションでこういったものが出てきたときに、どういった対応がきちんととれるのかというのは、いくら状況が見えない見えないと言いながらも、少なからず、ここに支援認定とか補助金の支給とかいくつかの項目が挙がってきているわけですから、今既にサービスを受けている方たちの数がわかっているわけですし、それに対してどれだけの事務量は想定できるだろうと。予定していたよりも少なかったのなら、それはそれでよいことだと思いますので、早めの対策を講じられたほうがよいかと思ひまして、その辺のことを申し述べました。ぜひご検討ください。

○武藤会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

日吉委員。

○日吉委員

日吉でございます。今回の幼児教育・保育の無償化は、かなり影響が大きいということで取り上げていただいたと思いますが、消費税増税に伴ってほかにも将来財政に影響がないかは、ぜひご確認いただきたいと思います。

特に自治体さんの場合は、納税者という立場もありまして、当然、物品とかサービスの調達には消費税がかかっていまして、このコストが2%分増えるということは結構大きい影響かなと思いますので、特に消費税関係ではほかの政策変更も含めて影響がないかどうかは、ぜひもう一度十分ご確認いただきたいと思います。

○武藤会長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、私から。大体ご意見として出ていますが、まず一つは、佐藤委員がご指摘のように、単独事業の見直し、これがどういうふうに負担が変更するのかよくわからない点ですが、どこまで市の単独事業を継続できるのか、しなくていいのか、その点も見きわめながら単独事業の見直しを進める必要があるだろうと思います。

それから、谷本委員ご指摘のように、9ページのところの事務量の増大は、ニーズがどういうふうに変化するのか、それから、負担割合も、制度が複雑になってきて、幼保を一元化しようとしたら認定こども園ができて、今までは幼稚園か保育園だったのが、今度は認定こども園もできたり、余計複雑になってしまったというような経緯もありますので、既存の業務の見直し、それから効率化ということも検討しなくてはいい。

先日、1カ月かかっていた認定業務がAIで4分でできたという話がありましたが、どうも、ほかの業務を見ると、増加が見込まれる業務の中でAIが使えるものはほとんどないのではないかと思いますので、効率化という手法はICTで解決するような話ではない。ただ、システム改修とか支給認定、届け出、ここら辺は、AIとは関係なく、ICTを活用していかないと、当然、今でも使っていると思いますが、新しい制度になって、国がこのシステムをちゃんと出してくれるのかどうかと

いうことも重要なポイントで、1,700 の自治体が全部個別にやる話ではないのではないかと思います。

それから、組織体制の話も谷本委員から出ましたが、制度が変わることによって、無償化ということで、当然、ニーズが大幅に増える可能性はあるわけですので、そこをどのように見込むのか。10 月から開始ですが、その前に、4 月の段階で小学校に入る子どもたちがいます。10 月を見越して、無償化を見越して、要望が多くなるということは十分考えられますので、そういうことについても、組織体制のあり方のようなところに影響が及ぶだろうと思います。

日吉委員が指摘されたように、わからない点が多いという中で、財政への影響の今後の推移を十分見定めながら、しっかりと対応する必要があると思います。

私の意見と全体の意見を簡単にまとめさせていただきました。

（２）歳出の見直しについて

○武藤会長

では、次の議題に入りたいと思います。

歳出の見直しについてでございます。

意見書においては、事務事業見直し総点検、補助金制度の見直しとして提言している部分となりますが、前回説明いただいた将来財政推計の中でも、改めて財源に見合った行政サービスのあり方について早急に点検することが求められたところでございます。

市の現在の検討状況について、所管課からご説明をお願いします。

○事務局（政策企画課副主幹）

政策企画課でございます。政策企画課から、「歳出の見直しについて～市単独事業～」のご説明をさせていただきます。資料 3 をご覧ください。

めくっていただきました資料 3、1 ページ目から順にご説明させていただきます。

1 ページ目、まず、「今後の行財政改革の取り組み」ということで、将来財政推計、前回資料として挙げさせていただいたものの中の再掲となります。こちらは財政運営が深刻な状況になる中で、今後の取り組みについて、歳入の確保に向けた検討、歳出の削減に向けた検討ということで、検討の取り組み内容を挙げさせていただいています。この中の歳出の削減に向けた検討の 2 番目、市単独事業の削減、ここの部分の具体的な取り組みについて、これから説明するというところのおさらいになります。

次の 2 ページ目が「これまでの行財政改革の取り組み」ということで、今まで船橋市で行ってきた行財政改革の取り組みを時系列で並べさせていただいています。平成 15 年 6 月、行財政改革審議会が設置されました。こちらで定員の適正化や委託の推進、給与の適正化、公営企業・特別会計・外郭団体のあり方など幅広く審議をした上で、15 年 10 月、財政健全化プランの策定を行いました。また、この健全化プラン、平成 16 年から 19 年の計画期間となりましたが、17 年 12 月から行財政改革審議会を再開させ、「事務事業の見直し等を図るスキームの策定に係る提言」というのをいただきまして、「行財政健全化プラン（改定版）」というのを平成 17 年から 21 年の計画期間で策定させていただき、行財政改革に取り組んでまいりました。

めくっていただいて、3 ページ目になります。次に、平成 20 年 10 月、補助金制度検討委員会ということで、市における団体補助金のあり方についての検討を行いました。こちらの委員会の中で 21

年 12 月、補助金の見直し方針を策定しております。この方針に従いまして、補助交付金 89 事業を見直しし、廃止 20 事業、要綱の制定・改正が 63 事業、支出科目変更 6 事業ということで、平成 26 年に 89 事業の見直しが完了したところでございます。

市の行財政改革の取り組みといたしましては、これ以降、あまり大きく行っていない状況にありまして、今回の行財政改革につながっているところでございます。

次に、4 ページになります。まず、市単独事業について現在どうなっているのかというところで、さまざまな予算の中で市単独事業が行われておりますが、その中でも補助費における単独で行う補助交付金、こちらは全て単独事業ということになりますけれども、単独事業の推移を見ていただきますと、平成 25 年、25 億 6,000 万円であった補助交付金が 29 年度には 56 億 6,000 万円ということで、倍以上の伸びを見せております。その中でも民生費関係については、平成 25 年度には 8 億 1,000 万円だったものが 29 年度には 41 億円ということで、特に急増しているということが船橋市の特徴かと思っております。

めくっていただいて、5 ページになります。こちらは補助費等のうち単独で行う補助交付金の一人当たりランキングということで、交付金の額を人口で単純に割ったもの、それで、中核市の比較をさせていただいたものがこの資料になります。

まず、合計として、船橋市は 54 中核市の中で 9 位、それから、その中でも民生費部門においては 1 位ということで、民生費に対する単独事業が非常に高いということがわかるかと思えます。ですので、このような形の中で市単独事業の見直しを行う必要があるというところで考えて、今、取り組みを行っております。

次のページ、6 ページになります。市単独事業の見直しについてということで、去年から今年にかけて政策企画課のほうで基礎データ収集のための調査を行っております。こちらの取り組みについて整理させていただいています。

まず基礎調査①、こちらは平成 29 年度に行ったものですが、船橋市にある事業のうち約 1,500 事業について、実施状況に関する調査を行いました。こちらでそれぞれ事務事業であったり、その他の事業ということで事業を分類しまして、その中でもその他の事業、サービスの事業については、次の分類、法令義務づけなのか、法令任意なのか、補助上乘せ（補助額を規定よりも市単独で増やしているもの）、補助横出し（本来あるべき対象者からさらに増やして補助を行っているもの）、それから、そのまま市単独事業、こういったものに分類、仕分けし、補助上乘せ、補助横出し、市単独に分類された事業を単独事業と整理いたしました。こちらの事業が 405 事業、規模にして約 210 億円でございます。この中からさらに調査の対象として、執行率 50%未満の事業、団体に対する補助事業、不特定多数を対象としたイベント（啓発・賑わい創出）に関する事業、上記のほか、事業費が 1,000 万円以上ということで多額な事業を要しているもの、こちらを対象とした 235 事業について、現在調査を行っております。235 事業の規模については、約 170 億円というところでございます。こちらの事業の事業概要、実施背景、歴史的な背景、事業実績、近隣市の状況の情報を収集し、今後、この内容で見直しの検討を行っていきたいと考えております。

めくっていただいた 7 ページ目になります。では、実際に見直しするに当たっての方向性、視点の検討について、ご説明させていただきたいと思えます。

今後検討する上で、まず事業をこちらに示させていただいた 5 つの分類、この 5 つ以外にもその他ということで検討の中でいくつか分類が増えるかと思えますけれども、現在のところ、5 つの分類をしようと思っております。

①他市と比較して突出している事業、②複数の所管で類似・重複している事業、③国の制度と類似・重複している事業、④イベントに関する事業、⑤受益者負担額の検証が必要な事業、その他にも分類の視点を検討ということで、全ての事業を検討しながら、この中の分類に入るものを探していくというような作業をいたします。この分類の視点により事業を抽出した後、8ページ、検討の視点ということで、今から申し上げるこのような視点から事業の必要性や効果を検証していきたいと思っております。

事業開始時点と現在の社会情勢に変化がないのか、他制度により代替が可能ではないか、当初の目的を果たし役割を終えてはいないか、費用対効果が薄くなっているのではないか、対象者・事業量が減少しているのではないか、このような視点の中から事業の検証を行っていきたいと考えております。

めくっていただきまして、9ページ目になります。こちらは検討の視点というか、視点の背景ということになりますけれども、決算の分析の中では、税収の伸び以上に単独事業費の伸びが出ているところを背景に、今後、単独事業費の伸びを検討しながら、必要かどうかという見直しの検証をしていきたいということ、それから、将来人口推計を踏まえてということで、次の10ページにグラフを載せさせていただいております。高齢化率については、平成12年から急激に増加しております、働き世代についても、近い将来減少していくというような状況がある中で、市税の減少や高齢者を対象とする事業費については増加していく。このような背景を踏まえて、先ほどの検証の材料としていきたいと考えております。

めくっていただきまして、11ページになります。先ほど5つの分類をさせていただきましたが、5つの分類とは具体的にどういう事業を考えているのかといったところで、あくまでここに出させていただいているのは一例でございます。これ以外にも多々事業はある中で、こういうふうと考えているということをご説明する上で挙げさせていただいておりますので、まだ検証についてはこれからというところになります。

まず、①他市と比較して突出している事業ということで、例えば敬老行事事業費がございます。こちらは、他市については、おおむね年齢層、88歳、80歳といったものが多くなっている中で、船橋市は77歳から支給していること、それから、100歳以上について毎年支給していることについては、他市と比較して突出している部分ではないかということで、ここを見直しのポイントとするというところになります。

次の心身障害者援護施設整備事業資金償還元金補助金、こちらも社会福祉施設を設置している社会福祉法人が社会福祉施設の整備事業に必要な資金の融資を受けた場合において、その一部を補助するというところで、近隣の事業実施はございません。ですので、こちらについて必要性を検証していく必要があるのではないかとこのところになります。

次に、②複数の課において類似・重複している事業、12ページになります。ここで挙げさせていただいた例は、例えばバスの事業です。さまざまな団体がバスを借りるときに、目的に応じてそれぞれの課でバスの支援をしているもの、例えば高齢者福祉課では、老人クラブ等自動車支援事業ということで、会員相互の親睦・教養の向上を図るための借り上げバスの貸与、そういった事務を委託していたり、老人クラブの借り上げの補助事業に対して補助金を交付していること、それから、次が社会福祉協議会活動促進事業補助金ということで、こちらも福祉団体や福祉関係機関がバスを借りた場合の一部を補助すること、それから、生涯学習振興諸経費というのは、市の社会教育機関や社会教育関係団体の活動を援助するため、「動く教室」として民間のバスを借り上げて運行している部分は、民間のバスを借り上げて各種団体に利用させるような事業という意味では重複しているというところ、

こちらについて集約とかそういった意味での見直しが考えられないかといったところを見ていきたいと思っております。

めくっていただいて、13 ページになります。③国の制度と類似・重複している事業。例えば、保育所運営費補助金、こちらについてはさまざまな補助メニューがございます。その中でも延長保育事業に要する費用の一部、それから、休日保育事業に要する費用については、国の制度と重複して補助している部分があるので、こちらについては、考え直してもいいのかというところの例えばの視点でございます。

次が母子家庭等高等学校等修学援助金ということで、こちらはひとり親家庭の保護者に対して修学援助金を支給するというところですが、これについても、近隣市で同様の実施がございません。ですので、必要性を検証していく必要はあるのかと考えてございます。

次に、14 ページ、④イベントに関する事業ということで、これは市のイベントに対する代表的なものとして、市民まつり負担金、花火大会負担金、ふなばし音楽フェスティバル開催費を挙げさせていただきました。例えば、市民まつり負担金については、実施事業費 2,000 万円のうち 1,800 万円が市からの負担金で賄われていること、それぞれ 3 つの事業について、実施事業費と市の負担金を書かせていただいておりますが、このような負担の中の見直しが行われてもいいのかというところで挙げさせていただいております。

めくっていただきまして 15 ページ、最後に、⑤受益者負担の検証が必要な事業になります。例えばですが、個別予防接種、こちらの高齢者肺炎球菌予防接種については、船橋市では自己負担額を 2,000 円としておりますが、他市においては、例えば千葉市は 3,000 円であったり、市川市であれば 2,500 円、浦安市は自己負担なしというところではございますが、近隣と比較した場合には低い水準にあるというところでございます。

また、学校安全費、日本スポーツ振興センター共済掛金負担金、児童・生徒が学校の管理下で発生した災害に対し、治療費等を支給するため、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済に加入するというところで、こちらの掛金は 920 円でございますが、他市は保護者からの徴収ということで、千葉市 460 円、その他おおむね 460 円、習志野市は 550 円、保護者から掛金の一部を徴収しておりますが、船橋市は現在保護者からの徴収を行っておりません。こちらについては、検証が必要なのではないかということで、具体的な事例を挙げさせていただきました。

以上のように、いくつかの分類を分けさせていただいて、そこで分かれて抽出された事業について、さまざまな視点から検証を行っていくというようなところをこれからさせていただきたいと思っております。

政策企画課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○武藤会長

ありがとうございました。

政策企画課から歳出の見直しについてのご説明がございました。

○事務局（政策企画課係長）

会長、よろしいでしょうか。事務局です。本日出席されております学務課長ですけれども、この時点で所用により退席させていただきます。

○武藤会長

それでは、ここまでの説明でご質問やご意見がございましたら、お願いしたいと思います。
佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

最初はまず数字の整理だけなんですけど、4 ページの単独の補助のところが総額で 56 億 6,000 万円で、6 ページのところで 170 億円という数字が出ていますが、これは違いは、上乘せとか横出しも全部入っているからという理解でいいのかということと、それから、対象事業は①だと 405、②は 235 になる割には、金額は 40 億円しか減っていないので、除かれて 40 億円の事業というのは、ほとんどが事業費 1,000 万円以下という瑣末な事業という理解でいいのかということだけ確認です。

それから、先ほどから議論になっています単独事業のところ、一個一個言うとなあれですけども、13 ページにある保育所運営費補助金、このあたりは多分重点的な見直し対象で、金額的にも大きいということと、国と重複しているということと、それからメニューが①から⑭までであるということは、みんながもらえるようにつくっていると思うんですよ、はっきり言って。なので、もし残すのであれば、少しメニューのターゲットを絞るのと、それから、私立の保育所は、結構内部留保をためている某社会福祉法人とかもありますので、財務状況を確認して、本当に大変なところにあげるとか、対象者を絞る、メニューを絞るという工夫、平たく言えば、縮小するというやり方でいくしかないのかなと思います。ちょっと金額的にも大きいので、ここはもし今後変わる上ではプライオリティだと思います。

あと、言いにくいですけども、11 ページの①の敬老関係も、私は敬老関係で行政事業レビューをやったことがあるので、申しわけないですが、高齢者はそんな珍しい話ではないので、対象を少し絞ったほうがいいと思います。何のためにやるのかということ考えたときに、高齢化に対する社会の啓発が目的であるなら、単にお金をばらまくことが目的ではないはずなので、そこは何のためにやっているのかということをもう一回振り返って、対象を絞っていくというのは時代の流れだと思います。これは世の中が高齢化しているからです。

それから、ざっと言ってしまいますけれども、14 ページ、イベントに関する事業は、原則補助はしないのがやはりルールだと思います。なぜかという、本来であればスポンサーを募るとか、クラウドファンディングをやるとか、自助努力でできる部分が多いからです。

特に気になるのは、多分これはほかの事業もそうですけれども、例えば 1,800 万円とか 2,000 万円とか出ていっているお金が恐らく全てではないはずですが。なぜかという、市の職員が応援に出ているとか、企画から運営まで市がやっているということは、ここに人件費が使われているわけです。恐らくこういう事業は、出ていったお金だけではなく、それにかかわった職員の業務に係る費用というものもあるわけなので、つまり平たく言えば人件費ですけども、そのことも勘案すると、特にイベント関係に関していえば、原則は自助努力を求めていくということ、主催者の創意工夫を求めていくという方向が多分これからの流れかなと思います。急にやれと言われたらびっくりするかもしれませんが、どこかの段階で自走させていくということをやらないと、切りがないと思います。お金の問題より、私は当たっている職員の人件費のほうの方が気になるということだけ申し添えておきます。

○武藤会長

ありがとうございました。

では、本木委員、どうぞ。

○本木委員

本木です。我々市民からすると、これは非常にづらい議論なんですね。ほかの市ではやっていないけれども、船橋がこういうふうにやっていますというのは、市民とすれば、むしろ船橋は福祉の充実したまちなのだとって誇りを持てるわけですけども、先立つものがないわけだから、何とかしていかなければならないということはわかるんです。

1つまずお尋ねしたいのは、15年からずっとこういった行政改革に取り組んできて、これに対して多くの事業を進めている中で、市民の反応をどういうふうに行政は受けとめているのか、これが1つです。

それから、16年から19年までは3億2,000万円の効果があったというふうに報告されているのですが、それでは、89事業の見直しを行った結果として、その財政的効果というのはどのくらいあったのだろうか、この資料から確認をしておきたいと思います。

それから、7ページ以下、今後の検討の上での事業分類、基本的にはこういった物差しで判断していくのがいいと思いますけれども、「他市と比較して突出している事業」というと、この言葉からは何か悪いことをやっているんじゃないかというような印象を受けるのですが、私ども市民は単純に考えますと、先ほど申し上げたように、ほかでやっていないことを船橋はやっている。これを見直していくというのは、市民としては非常に辛いことなんです。

かつて敬老会のことがすごく議論になったことがあります。対象が65歳から70歳になって、70歳が75歳になった。現在は75歳なんだけれども、これを今度は80歳にするのか、88歳にするのかわからないけれども、こういうときには相当市民の理解を得なければならないだろうと。私どもの推進会議としても、提言をしたときに市民の理解を得て進めるようにということを申し上げているわけですから、そういう部分については、十分注意をしながら今後の取り組みを進めていくべきだと思います。

それから、もう一つ、これを検討していく中で、船橋市の特性だとか市民サービスの効果という視点を忘れないでほしい。船橋だからこういうことが必要だという部分もあるはずですよ。ですから、そういう視点も忘れずに進めていただきたい。

ただ、検討する前提として、重複して進めている事業というのはあります。実は、きょう午前中も議論したところですけども、同じような目的で、市民も一緒に巻き込んだ行政と市民と協働の中で取り組んでいる事業があるのですが、それなどは別々の体系で補助をしているというものもあります。ですから、そういう部分はしっかりと見直していくべきだと思います。その辺、ひとつよろしく願いたいと思います。

○武藤会長

では、お願いします。

○事務局（政策企画課副主幹）

まず、佐藤委員からのご質問からご説明させていただきたいと思います。

4ページ、補助費等のうち単独で行う補助交付金が増加傾向にあるという部分ですけども、補助費のうち単独で行う補助交付金ということでは56億6,000万円、市単事業ですと、直営でやってい

る事業等については、補助費ではなくて、例えば物件費であったり、負担金であったり、さまざまな費用の中に飛び散っておりまして、その内容を抽出することができなかったものですから、単独事業だけで絞った場合、補助費というのが一番比較しやすくグラフができたということで、単独事業の中で補助費の部分に絞らせていただいている、そのためにこの数字が小さいものになっているということでございます。

実際のうちが考えている単独事業というのは、補助上乘せ、補助横出し、市単独の3つを合わせたもので、これは補助費だけでなく、全ての事業をさらっておりますので、そのために額が大きくなっているというところでございます。

また、235 事業の中で、事業数としては減っているのですが額が少ないというのは、先生おっしゃるとおり、事業費が 1,000 万円以上については全て抽出しているというところで、額的に大きなものはほぼ全て網羅しているということなので、事業がそんなには減っていないというところの内容でございます。

また、本木委員のほうからご指摘いただきました3ページの補助金の見直し事業について、交付金 89 事業のうち廃止したものが 20 事業、この 20 事業による効果は約 2,000 万円になります。

以上、数字上の確認ということになります。

○政策企画課長

政策企画課長です。今の件に少し補足させていただきたいと思いますが、先ほど佐藤委員のほうから、4ページの数字と6ページの数字の乖離のご質問がありました。4ページについては、基本的には補助費であるとか維持補修・扶助費の、いわゆる決算統計と言われているところからデータを持ってまいりました。6ページになってきますと、そこに物件費が入ってくるので、おのずと全体のパイが広がってしまっているのが大きなところでございます。

それから、本木委員のほうからもお話をいただきまして、市の単独事業が多いのは、ある意味、船橋市の特性だから、それを失わないでほしいというご質問がありました。それはある意味ごもっともなところだと思っております。しかも、交付税の制度を見ましても、市税のうちの25%の部分については留保財源ということで、市の独自の施策、市民ニーズに合ったような施策にできるという理論的なものもありますし、それ自体を全部これから見直すということには多分ならないのかなと思っております。

これまでの行財政改革の取り組みという中で、先ほど健全化プランの中での3.2億円の効果というところがありました。これは16年度から26年度まで約10年間程度、毎年いろいろ見直しをしてきましたけれども、基本的には内部事務の話で、それでも12億円ぐらいは内部事務として10年間で削減できるところは削減してきたというところはあります。

それから、市民の理解のところですが、3ページで特に補助金の見直しの検討のところ、ここは特に団体補助金の見直しがターゲットになっていたかと思えます。これは今まで団体を存続させるための運営費型の補助金というところを、一定の事業をしていただいているところに変えていきたいと思いますということで、事業費型のほうに補助金を変えました。このときも丁寧な説明が必要だったと思っていますので、今後見直しをしていく中でも、その辺のところはしっかりやっていく必要があるかと思えます。

それから、重複のところですが。例としましては、バス事業を挙げさせていただいておりますけれども、どうしても行政ですと目的別予算を厳格運用してしまうと、民生費であったり、教育費であったり、

バスの貸し付けという事業をそれぞれのセクションでやってしまうところがあります。それによって、それぞれの所管で担当を置いたり、事務が重複発生してくるので、その辺は例えばどのような形で見直しができるかということは、これからやっていかなければいけないのかと思っています。

○大野委員

1つ教えてもらいたいのですが、この見直しはどういう組織で動きますか。課ごとに見るのか、それとも企画が全部まとめてチェックするのか、関係者を集めてチェック部門をつくって大至急チェックに入るのか、こういうことってすごく大事なことだと思います。見直すことに関しては、スピード感を持ってやらないと、いつの間にかぐずぐずになってしまいますから、早くやるべきだと思うのです。そういう意味で、どういう考えをお持ちなのか。

○政策企画課長

基本的には事務局が政策企画課になっておりますので、一元的には政策企画課でやる予定です。ただ、調査をかけていく中で、いろいろヒアリングをしたり、担当課の考えなんかも拾っていかないとはいけません。今おっしゃったように、スピード感は大事なので、一元的には政策企画課でやっていく予定です。

○大野委員

事業の数を見たら 200 ぐらいの事業で、私は大して多くないと思います。プロのグループをつくってチェックに入ったら、このぐらいの事業はすぐ終わってくると思うんです。

それから、いろいろな分類というのがありましたけれども、これは観点であって、これで分けて、それを絞るとかではなくて、事業を見ていくときに、この観点で見ていくのだと思います。こういう項目でチェックする。本木委員の言う言葉をかりれば、これは経費を削減するための項目ですから、これからやる事業について、こういう項目のものを増やしたいというのがあっていいのだと思います。その辺も並べて、専門のチームをつくって、そしてチェックに入る。これが一番早くて、結果が出て、形がわかってくるのではないかと思います、そんなことも検討されたいかがででしょうか。そんな思いがします。

○佐藤委員

今の話にかかわって、まさにスピード感を持ってやらなければいけない。予算をつくっていますので、ちんたらやっていると予算がつかますので、見直しまでまた1年待たなければいけないということになってしまいます。

私は、11 ページの突出には2つの突出があると思います。1つは、船橋市が明確な意思を持って、これが船橋市の売りなんです、特徴なんですという意味で突出させているものと、結果的にそうになっている、つまり、昔何となく入っていて、ほかの自治体は見直したのに、見直すのを忘れていて結果的に自分たちだけ残ってしまった、そういう意味での突出。つまり結果としての突出ですかね。多分この2つは分けたほうがいいと思います。

では、どうやって分けるかというときに、よくあるのは、昔つくった事業、昭和 30 年代につくられた事業でそのまま残っているのがあれば、これは見直しの対象だと思います。時代が違うからという理由と、それから、趣旨ですね。何のためにやっているのか。私は敬老行政事業費にこだわります

けれども、これは何のためにやるのか、もう一回考えたほうがいいと思います。ちゃんと目的があるなら私はやっていいと思いますが、何となくやっているならやめたほうがいいと思います。何のためにやっているのか。福祉の船橋というのであれば、それにどう貢献しているのかという成果をちゃんと見て、アウトプット、アウトカムをちゃんと見て、実態が果たして目的にかなっているかどうか、そこはちゃんと検証されたほうがいいのかなと思います。

まさにスピード感を持ってやるというところであれば、一番ターゲットになりやすいのは重複している事業と執行率が低い事業です。もともと執行率が低いということは、需要がないと言っているだけなので、このあたりは多分かなりスピード感を持ってできるのかなということ。

それから、あまり仕事を増やしたくないのですが、確かに事業費 1,000 万円以下の事業というのは瑣末なので、予算的なインパクトは限られるというのはわかるのですが、意外と小規模な中に特定の団体に対する支援金であったり、結構しょうもないのが入るというのはよくある話なので、少額だから見逃すというわけでは必ずしもない。ただ、もちろんマンパワーは限られているので、とりあえず大規模なところから入って行って、いずれ小規模なほうも、特に特定の団体にずっと出し続けているものなどがありますので、もちろん事業に対してかけるとは言っていますが、例えば、手を変え品を変え、結果的に同じ団体にずっと補助し続けているというのがあったりするならば、その辺は見直していく必要があるのかなと思います。

とりあえずは 1,000 万円以上から始めて、もし余裕があれば、瑣末な事業をもうちょっと見直し対象にされてはいかがですか、というのが提案です。

○武藤会長

回答は何かありますか。特にないですか。

では、日吉委員、お願いします。

○日吉委員

日吉でございます。今のお話と若干重複するところもありますが、他市に比べて高いかどうかというところは、確かに一つの指標ではあると思いますけれども、高いなりの理由なり背景がしっかり説明できるということが大事かと思います。

特に効果を見るというのも非常に大事だと思ってまして、全部の事業が必ずしも定量的な効果は見えないと思いますけれども、少なくとも定量的な効果が出せるものについては、可能な限り、この予算を執行したことによって、どれだけ地域のためになっているかというところを定量的に見えるようにすると、いろいろ評価もしやすくなるのではないかと思います。

例えば、子育てのところに充実させているということもあると思いますが、その結果、子育て世帯の流入が非常に増えているとか、他市への転出が抑えられているとか、何か客観的なエビデンスがあったほうが支出に対する効果というのを評価しやすくなると思いますから、そういった視点もぜひ入れていただければと思います。

○谷本副会長

今、見直しをスピーディーにというお話があったので、その関連ですけれども、3 ページ目の資料で、平成 26 年度に 89 事業の見直しが完了とあって、その下の表を見ると、26 年度から金額が増えてきている。補助金というのは絶えず見直しをしていないと、やはり増えていってしまうものなんだな

というのを改めて知らされる資料のつくりになっています。

だからこそなのですが、さっき佐藤委員もおっしゃったように、多分、細かいものも見ていかなければならなくなるのは将来的に出てくるので、とにかく、今既にこれだけの項目を内部の調査で検証していただいて、6 ページのところでも調査対象 235 事業の 170 億円というのが上がってきていますので、次のところの表でいくつか例を挙げてくださいけれども、もう既にここにある材料を早急に手をつけていただく。

事務方で恐らくこういう資料づくりをされたのだと思いますが、あとはこれのうちどこに手をつけていくのかというご判断をしていただくのが非常に重要になってきます。ものによっては、最終的にはトップのご判断でやらざるを得ないものも出てくるでしょうから、それに対して、どれだけ緻密な資料を皆さんのほうでおつくりになれるかということが必要になってくると思いますし、そこは少し手がかかって大変かと思いますが、ぜひやっていただきたい。そのときは他市の状況等の比較だけではなくて、例えばここで実績が上がっていますけれども、お手元の資料は恐らくあるのでしょうか、例えば実績の中でも団体が 1 個しか使っていないというケースもあったりするでしょうし、たくさんの方がこういうことをやっているというケースもあるでしょうということで、手元の材料をしっかり増やしていただきたい。それをまずお願いしておきます。恐らく係長さんクラスでしっかりと内部のチームをつくっていただいて、横断的になり対応していただく必要があるのではないかと思いますので、その辺の体制もお願いしたいと思います。

これは、なかなか切るのは切りづらいと思いますので、具体的なところで申し上げておくと、佐藤委員もこだわっていらっしゃる、11 ページにあるような敬老行事の事業費でも、77 歳って、2025 年問題もありますけれども、団塊の世代の方たちがみんなその世代に入っていくようなところを目前に控えている状況で、果たして平均寿命を間近に控えるような年齢でそれが長寿祝いなのかというところをやはり見直ししていく必要があります。

逆に言えば、今までお祝いの対象になった方たちに、これから地域にどういう貢献をしていただけますかということと呼びかけていくという、お祝いではなくて、これからあなたがここまで生きた証というのを地域に出しませんかというような呼びかけの仕方もあるのではないかと考えております。例えば、公園の木に、77 歳の記念にあなたの名札をつけましょうとかということもあるでしょうし、後で花火大会が出てきていますけれども、あなたの記念の花火を一つ上げましょうよ、そのためにいくら寄附しませんかとか。

単純にやめてしまうというと、なかなか反発も大きいと思いますので、考え方としてこういうふうに変換していきましょうよと、船橋市の市民は 77 歳というのは元気でいいんですよ、そこから地域へのかかわり方を一緒に考えていきましょうというような、一つの例ですけども。それぞれ補助金をやめられるときに、新しい皆さんでの地域づくりの仕掛けとして考えていきましょうということで、イベントなんかにしても、たくさんの方にかかわっていただいて、それによって今度は地域の皆さんのつながりづくりをしていきましょうとか、いろんな発想の転換ができると思うのです。

だから、むしろ単に切るということだけではなくて、この事業の見直しを通じて、新しい施策展開につなげていくということは、全課の職員の皆さんにご協力をお願いしながらということになると思いますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

○沼尾委員

大体ほかの委員の方から重要な論点が出たと思うので、今回の見直しの方向そのものということで

はないですけども、一つだけ申し上げたいと思います。

これだけ事例が挙がっているのを見ても、船橋市はまだこういう支出をされているのかと驚くようなものもあるわけですけども、実感として、これはもう必要ないのではないかと、よそと重複しているのではないかということは、恐らく現場の職員の方が一番よくわかっていらっしゃるのだと思います。ところが、そういったものを見直していこうとか、改めて精査しようという、つまり予算ですとか執行体制の中でそういう仕組みというのが、市の今の予算システムの中にきちんと根づいていないのではないかと、ところが大変気にかかっています。

恐らく今回その第一歩というか、これまでのこともあって、しっかり見直していこうということで出されているのだと思いますけれども、予算を組んでいくときに、これはもう少し見直したほうがいいのではないかと、つまり0か1かという話ではなくて、例えば規模を縮小するとか、出し方を工夫するとかというところの見直しも含めて、現場のところで状況がわかっている方たちが、もう少し効率的に補助金を見直そうという体制になれるような仕組みをどのようにつくっていくのかというところを、もう少し中長期的に考えていくという視点を考えていただくといいのかなと思いました。

○武藤会長

ありがとうございました。

私からちょっと質問ですが、イベント系の見直しというのは、どのような視点で行われているのかということをお教えいただけますか。まだ検討中ですか。

○事務局（政策企画課副主幹）

イベントに対する事業についてもいくつかの視点がございますが、まだ検討している部分ではございます。今回挙げさせていただいた例のように、例えば実施事業費のうち、大半が市の負担金で賄われているようなものについてどう考えるかというところで、今回の例を挙げさせていただいております。これ以外にまたいくつか視点があるかとは思いますが、代表的なところとして、例えば、事業費のうち大半が市の負担金で賄われているものを視点として見ております。

○武藤会長

もう一点は、国との重複ということが書かれているのですが、県の事業も重複はあるし、県がやめてしまったのに市として続けているというようなものもあるのではないかと思います。そこら辺はどうでしょうか。

○事務局（政策企画課副主幹）

申しわけございません。こちらは例として国の制度と類似・重複と書いてございますが、当然、県も類似・重複している事業の対象となって、県と重複している部分がないかというところについても見ております。申しわけございません。表現として国の制度というふうに書いてしまいました。県も見ております。

○武藤会長

さまざまな意見が出ましたが、本木委員が指摘されたように、市民にとって切るだけはつらい。し

たがって、谷本委員が指摘したように、77 歳を切るのだったら、平均寿命が男性も 77 歳は超えているはず。80 歳ぐらいまでになったんですね。ですから、長寿とは言えなくなっているというような、合理的な住民が納得するような論理、説明というものが需要だろうと思います。

それから、8 ページにいろんな検討の視点が書かれていますが、例えば当初の目的を果たしたというのは比較的明確かと思うのですが、対象者、事業量が減少しているというのは、短期的な視点だけではなくて中長期の視点も見ていかないと、大きな制度変更がある幼児教育の無償化に関しては、短期の対応と中長期の今後の動きというのが必要になってくる。全体の事業についても、中長期の問題をしっかりと踏まえる必要があるだろうと思います。

それから、ご指摘があったように、事務をただやめるだけではなくて、一番最後にありますが、他の制度の代替は可能かというような、新しい事業によって長寿を祝うような仕組みはあるのかないのか、あるいはバス事業なんかも、効率化できるかどうかとか、集約化できるかどうか、そういう視点はもう既に入っているかなと思うのですが、そこら辺も重要だと思います。

もう一点は、受益者負担といいますか、住民の負担の部分が、制度が変わる中でどのように意味を持つのか。これなどは当初の目的を果たしたかどうかというようなことにもなるかなと思いますけれども、そういう住民負担の受益者負担、そのうち議題になるのだらうと思いますし、もう既に議論もしている点でありますけれども、そこも含めてご検討いただければと思います。

歳出の見直しにつきましては、まだまだ議論が必要な議題と思われます。そこで、次回も引き続き議題とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

○武藤会長

では、そのようにしたいと思います。

それでは、ここで5分間の休憩をとりたいと思います。

○事務局（政策企画課係長）

事務局のほうから休憩時間に関してご説明いたします。

ここで5分間の休憩をとらせていただきます。再開は16時からでお願いいたします。

(休憩)

○武藤会長

それでは、再開させていただきます。

議題を進めたいと思います。

(3) 指定管理者制度について

○武藤会長

次の議題は、指定管理者制度についてです。

今年度の第1回推進会議において、指定管理者制度の導入検討について取り上げ、市よりワーキンググループの設置状況や個別施設の検討例として、公営住宅、都市公園についてご説明がありました。

また、同時進行で導入の考え方について整理しており、改めてお示しいただける旨ご説明がありました。その後の整理状況について、所管課からご説明をお願いします。

○事務局（政策企画課副参事）

政策企画課でございます。今、会長のほうからお話ございましたとおり、第1回の会議で導入検討に関しまして、ご意見をいただいたところでございます。第1回で各委員から指摘をいただきました事項につきまして、それを踏まえて改めて整理し、概要ではありますけれども、資料を作成したものでございます。資料4でございます。

まず、めくっていただいて、1ページでございます。ここには意見書で提言された指定管理者制度に関します4つの事項について記載をしております。これら4つの提言を踏まえまして、制度導入の適否を判断する基準、あるいは制度導入後の取り組みを含めて検討していくものと認識しているところでございます。

そして、2ページでございます。「制度運用の流れ」ということで、大枠ではございますけれども、「導入検討」「導入実施」「モニタリング」「改善・評価結果の活用」という4つの取り組みを矢印で回すようなイメージで記してございます。このうち、白い丸でつけております導入の手続あるいは導入実施のところ等につきましては、従前、既にマニュアルで示されている部分でございますけれども、新たに検討を加えた部分というのが青い丸で記している部分でございます。

まず、導入検討の部分で、特に赤く囲ってございます導入の適否を判断する基準の部分、これについて新たに加えたということで、以降のページで説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、資料3ページです。「導入検討」ということで、資料の左側に導入検討フローで大きく3つの段階に分けて示しております。まず1つ目でございますけれども、「施設のあり方の検証」ということで、施設の必要性、ここの部分については、施設の設置目的あるいはこれまでの運営実績ということで、そもそものところではございますけれども、施設の必要性について検証するということでございます。指定管理という部分からは若干離れた部分ではございますが、基本的なところを確認するというところで示してございます。

そして、その下の施設の配置でございますけれども、これは公共施設等総合管理計画に基づきます施設の再配置、統廃合や複合化といった方向性を踏まえて検証していくものというふうに記載しております。

そして、次の4ページでございますが、2つ目の「導入効果の検証」というところでございます。まず、①効果指標として、市民サービスの向上、職員配置の見直し、コスト縮減という3つを効果指標として挙げております。これらの検証につきましては、その下にございます②の指定管理者制度以外の管理手法との比較ということ、それから、③の複合施設や類似施設の一体管理ということについて、これら2つの観点からも①の効果指標については検証していくものとしているところでございます。

続きまして、次のページ、5ページです。「民間事業者等の参入可能性の把握」というところでございますが、これまで他自治体の調査等を行ってはきておりますけれども、サウンディング型の市場調査を活用していくとここでは記してございます。

サウンディングにつきましては、事業者の参入可能性ということだけではなく、下のほうに主な目的とありますけれども、そういった効果も見込めるということで、今後、活用していくことを検討していきたいと考えております。

また、このサウンディングにつきましては、導入検討フローの上の1つ目、2つ目、これらとも並行で取り組んでいかななくてはいけないということで考えておりますが、一応、段階的には3つ目の段階ということでフローでは示させていただいております。

続きまして、6ページでございますけれども、第1回会議のときに説明をいたしました公園・運動施設につきましては、既にサウンディング型の市場調査を実施しております。今月5日までに募集をかけまして、今月中にはサウンディングを実施し、今後取りまとめを行っていく予定でございます。これらの内容につきましては、今後、この会議でもご報告できればと考えているところでございます。

続きまして、7ページでございます。7ページにつきましては「モニタリング」ということで、導入検討の段階ではなく、ここは導入後の取り組みということになります。モニタリングにつきましては、指定管理者の適切な管理運営を確保していくために重要な取り組みということで認識しております。このスライドでは、モニタリングシートによります事業年度ごとの点検・評価という部分で主に記載をしておりますけれども、モニタリングにつきましては、例えば指定管理者の定期的な状況報告や利用者アンケート、施設への立ち入り調査といったことも含めまして、これら全体でモニタリングということで認識をしているところでございます。

また、資料の7ページの下の方には、モニタリングによって、意見書のほうで提言されておりました制度導入後の市職員の管理運営ノウハウの継承という効果を果たすることができるものと考えておりますので、この部分については、それも含め今後検証が必要というふうに考えております。

また、モニタリングの中では、運営内容を客観的に評価する手段として、第三者によります評価がございします。どのような施設に第三者評価を実施したほうがよいか、対象となる施設あるいは評価のやり方につきましては、今後検討したいと考えております。

そして、次の8ページでございますけれども、こちらは図書館における第三者評価の事例を記してございます。図書館につきましては、平成29年度より指定管理者制度を導入し、第三者による評価委員会を立ち上げて評価を受けてございます。その例をここで示したところでございます。

そして、最後、9ページでございますけれども、今、モニタリングの部分でモニタリングシートということでご説明しましたが、モニタリングシートの例ということで、アンデルセン公園におけますモニタリングシートの抜粋を記してございます。特にサービス水準の項目について評価している状況をここで示させていただきました。

このような実際の事例も踏まえながら、市民サービスの向上に向けまして、モニタリングのあり方等につきまして、今後さらに検討を進めていくものと考えているところでございます。特にサウンディング、そしてモニタリングというところを今後活用しながら、適切な制度の運用を図りたいと考えております。

以上でございます。

○武藤会長

ありがとうございました。

政策企画課から指定管理者制度の運用について説明がございました。ここまでのご説明でご質問やご意見ございましたら、お願いしたいと思いますが、沼尾委員が20分に出なくてはならないということですので。

○沼尾委員

ご説明ありがとうございました。

資料の3ページ目のところで、(1)の「①施設の必要性」というところに「設置目的を踏まえ」という書きぶりになっていて、今の口頭でのご説明ですと、これに加えて、これまでの運営実績ということが入っていたのですけれども、つまり設置目的をどう考えるかというところは、実は指定管理の制度をどういうふうに生かしていくかというところとかなりかかわっていると思っています。

どういうことかと申しますと、つまり、施設は当然設置目的があるので、それを踏まえなければいけないというのは、そのとおりなのですが、民間が指定管理で入ることによって、その設置目的も踏まえつつ、それを多角的に活用できるような、あるいは効果的に活用できるような新たな提案が入っていくことで、多面的な利用が促進できる可能性がある。ところが、それがどこまでもいってしまうと、設置目的に反するのではないかと、公共施設としてはいかがかという、そのグレーなところが難しいのですが、市民にとっての利用のしやすさとか、より有効に施設という空間を活用するということで、いろんな自治体さんが悩みつつも、設置目的という範囲で、どこまで運営実績も含めて柔軟に対応していくかというところを模索しているように認識しております。

このあたりの評価のところが難しいところでもあると思うのですが、後ろのほうでも、設置目的を理解しつつ新しいものを取り入れるというような観点が、例えば最後の9ページのところ、「魅力ある事業展開」というところに書かれていたり、集客向上に向けた取り組みですとか、新しい事業を企画するというような観点があって、このあたりのところが非常に難しいところであると思うのですけれども、まず、「これまでの運営実績」という言葉はぜひ文言に入れておくほうがいいのではないかと、いうところが気になりました。

それから、施設の再配置のことですとか実際の状況も含めてモニタリングをやられているということなのですが、今回、モニタリングシートがどういうものなのかということに関しては、具体的なものが特に示されていないのですけれども、もし機会がありましたら、ぜひこれも見せていただければと思ったところです。

○武藤会長

特にお答えすることはありますか。

○総務課長

総務課長です。モニタリングのところにつきましては、今のマニュアルの中で実際にもう既にやっているところで示している部分がありますので、次回またそれはお示しさせていただいて、ホームページのほうにも各施設のほうで公表しておりますので、そこでもまた見られるかとは思っております。

○武藤会長

沼尾委員、よろしいですか。

では、日吉委員、どうぞ。

○日吉委員

日吉でございます。では、順番に資料に沿って。

2ページから5ページにかけては、サウンディング型市場調査の話がございまして、最近、官民連携の事業では、これはほぼ必須というか、民間側の意見をあらかじめ取り入れることで、より民間に

提案しやすい条件をつくるということで非常にいい仕組みだと思っているのですが、これをやられている自治体さんは、サウンディング市場調査の実施要領というか、マニュアルをつくられています。何でそういうことをやられているのかというと、一つは、各課さんがそれぞれやられるときに、ばらばらなやり方でやるのは効率が悪いということで、基本的には市の中で統一した手順なり実施のやり方というのを決めていくというのが一つです。

それから、もう一つ、これが非常に大事でして、サウンディングというのは、公募前に事業者と接触することになりますので、職員の方から見れば、ある意味、結構リスクが出てくるということがあります。いわゆる官民が入札前に接触するということになりますので。そういった意味でも、サウンディング型市場調査の手順なりマニュアルがあれば、こういう手順でやっていますということで、外部から不公平だとか不透明だみたいなことを言われたときに、いや、これは市が決めたプロセスでしっかりと民間も対応しているんですということが説明できるということは、職員の方のリスクヘッジにもなると思いますので、ぜひサウンディング型市場調査、今後導入される上では、手順かマニュアルかということもご検討いただいてもいいのではないかと思います。

もう一つ、モニタリングでこれも非常に大事なところだと思っております、事前にお話を伺ったところ、モニタリングの結果を改善・報告につなげているということではあると思うのですが、もう一步突っ込んで、例えばペナルティとかインセンティブにまでやられたほうが、より民間側の創意工夫を引き出したり、もしくはサービスレベルの維持につながると思っています。

例えば、PFI事業は15年から20年ということで、非常にモニタリングを大事にしておりまして、PFIでどういうことをやっているかといいますと、モニタリングしてサービスレベルが一定の水準に達していない場合については、ペナルティポイントというのを与えていまして、それが累積すると、翌年度のサービス対価、いわゆる委託費の減額になるということ。運転免許を考えていただくとわかりやすいと思うのですが、違反が積み重なって5点たまると減点とか、サービス単価の減額10%になりますとかということで、事業者さんにとっては、ささいなことであっても減額のペナルティのポイントがたまっていくと、自分たちの収入というか売上のところに響くような、そういったことで緊張感を持って業務をやっていただくということについては、PFIではサービスレベルの低下の抑止になっていると思っておりますので、単純に今後改善をお願いするだけではなくて、そういったところも導入されたらどうかなというのが私のご提案でございます。

一方、ムチだけではなくてアメのほうも必要だと思いますので、例えば逆のプラスポイントみたいなものを考えていって、いいサービスをして、要求水準よりもどんどんいいサービスをやってもらったところに、翌年度の委託費を上げるということはなかなか財政的に厳しいと思いますけれども、5年の指定期間のうちにポイントがかなりたまって、非常に良好なものであれば、例えばもう1年延長するような理屈になるですとか、場合によっては、次の期の定量評価のポイントを若干げたを履かせてあげるとか、頑張ってサービスをよくしたことによって何かいいことがあるという、サービスをよくするための動議づけというのも仕組みに入れておくと、より住民サービスにとってはプラスになるのではないかと思います。

特に今回、例で図書館を書いていますけれども、例えば提案水準を下回っているみたいな、これは本来であれば債務不履行なので、減額してもいいぐらいの話だと思うのですが、そこまで毎年やるのも大変だと思いますから、できるだけポイント制みたいなものも含めながら、民間にもしっかりと業務をやっていただくことを考えていったほうがいいのではないかと思います。

ちょっと長くなりましたが、最後です。現場感覚の維持というのは、私が以前から問題提起してい

るところなのですが、こういったモニタリングをしっかりとすることも大事だと思います。

もう一步踏み込む場合は、例えばこれもPFIの話で恐縮ですが、官民交流の仕組みが法律で決まっています、実際にPFIであれば、コンセッション、運営権を設定した事業者のほうに自治体側から職員が出向なり官民交流で行って、そこで民間の人間として業務を2年やるとか、それを交代交代でやるとかということで、モニタリングという形ではなくて、指定管理者のほうに条件として出向で2年間行っていただくとかということで、まさに現場感覚も養っていただけるとともに、それで民間のほうのやり方なども勉強になると思いますから、非常にプラスの面も多いと思います。そういった形でいわゆる現場力の維持というのを考えていくというのも一つの手ではないかと思います。

○総務課長

総務課長です。まず、先ほど提案していただきましたモニタリングシートを使ってということで、先ほど政策企画課長のほうからもありましたように、モニタリングシートで年1回だけのことでなくて、その都度、その都度、指摘とか改善というのをお願いしてまして、それも反映した形でモニタリングシートをやっております。その中であまりにも改善が進まなかった場合は、指名の停止といいますか、そういう話の中にはあるのですが、その場合、サービスを維持してきた施設についてということで、なかなか難しいところはあるのですが、一応そういうことも踏まえた中で担当課のほうではモニタリングしてもらっているのかとは思っております。

その後に、次のインセンティブというか、よかった場合につきましては、確かに委員おっしゃられるとおりで、そこにつきましては、次の選定のときに、もしかしたら今までの実績というようなものが反映できるのかどうなのかということは、課題として中で検討させていただいているところでございます。

あと、こちらに載せてあります図書館につきましては、図書館のほうの基準の中で、毎年こういう形での見直しを第三者で必ずやりなさいということではないのですが、運営についてはやる方向でという文言があった中で、今回の指定管理につきましては、毎年毎年見直していくということになっております。確かに今回の指摘の部分につきましては、本来の指定管理の第三者ですと、中間年、2年目とか3年目の段階での評価という形になろうかと思っておりますので、これは1年目で出てしまった評価だったので、今後ここは習熟していくのかなとは思っております。

次に、ノウハウの継承というところにつきましては、委員おっしゃっていただきましたモニタリングで今のところは継承できるのかなと。何回も足を運んだり、相手方の指定管理者と話をしあって、煮詰めていくという形をとらせていただいているのですが、交流というところにつきましては今まで検討していなかったもので、そこら辺につきましても勉強させていただきたいと思います。

○武藤会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○谷本副会長

導入検討の3ページ目の資料のところですけども、導入検討フローの(1)で施設のあり方の検証、(2)で導入効果の検証ということで書かれていて、指定管理者制度の運用の指針というふうにお考えになられているのかもしれないのですが、今さら施設の必要性だ、施設の配置だを検証してい

る段階でしょうかと、正直、この資料をいただいて思ったところでした、といいますのは、公共施設の総合管理計画に基づいて、施設のあり方というのはそもそも既に検討されていて、この行革の委員会のほうでの提言にのっとって指定管理者制度の導入を検討するとおっしゃられているので、既にもうある施設について、導入効果を検証するところから入っていただかないと、今から施設の必要性だ、配置だみたいなところを検討されていては、あまりにも後手というか、遅過ぎるというのが正直な印象です。

ですから、もうここは既にやっているという確認の段階で進めていただかないと無理なのではないかと。以前、周回おくれのという話もありましたけれども、かつてこういうマニュアルというか、指針をおつくりになられた自治体は、まだ公共施設の総合管理計画などが入る以前の段階で施設の指定管理者制度を検討されていたというところもあるので、まず施設のあり方を検証しましょう、それが適切な配置になっているかどうか確認しましょう、というのが指定管理者制度の前提だったと思うのですが、今、船橋市さんが置かれている状態というのは、既にここは終わっていらっしゃるという前提だと思いますので、ぜひこの指針については、今の段階から使うものに関しては、導入効果の検証からというところで急ぎ着手していただきたいというのが、資料を拝見したところでのまず1点目のご指摘です。

それから、今、話題になっておりましたモニタリングの話と、項目が9ページ目のところに挙がっています。モニタリングのこれからの扱い方ということで、これから第三者評価を検討されるということなので、一言申し上げておきたいのですが、実は私、川崎市で区レベルの指定管理者制度をと、いわゆる指定管理者の選定委員会の委員を何度かやらせていただいたことがあって、その施設が、ここで言うと該当施設がないのですが、ある体育館で地域の方たちにも参加していただく形で運用する、いわゆる総合型スポーツクラブの施設運営を体育館で反映させるので、その指向性もちゃんと生かした形で業者選定をしてほしいというご要望もあり、そういう意味でいくと、最後の9ページのところでは挙がっているような項目が、むしろ事業者選定の中で、こういうことが当然行われていくよねということで挙げられた項目と極めて重なっていることが明らかなんですね。

何を申し上げたいかということ、現在、モニタリングを自己点検でされていると思いますし、図書館は第三者評価とおっしゃっているのですけれども、施設の性格にもよるのだと思います。場合によっては、選定委員会がモニタリングもやる、モニタリングをしてアドバイスもするというような流れのとり方というのものもあるのではないかと。全ての施設にそのやり方が適切かどうか、私もこの段階では判断しづらいのですけれども、以前いただいた資料でいくと、例えば文化施設で公民館とか男女共同参画センターとか市民活動サポートセンターのように、いろんな市民の方が事業運営にもこれまできつとかかわっていただろうなというような施設なんかの場合ですと、恐らく選定の委員会の中にも専門性をお持ちの方も少し含めながら、選ぶ段階と運営のところにも少しモニタリングしながらアドバイスをしていくというような入れ方もあるとは思いますが、できるだけその施設にかなった形で第三者の委員の方を選んでいただく。

さっきモニタリングの成果を生かしてというお話もありましたけれども、次の選定にモニタリングの成果が生きなければおかしい話なので、先ほどお話しした川崎なんかの例ですと、正確な点数は忘れましたが、ある程度の点数以上でなければ継続はないということをおっしゃられていたこともありました。モニタリングの点数が低いということは、次の選定対象にならないよと。応募はしていただいても構わないけれども、まずそこで落とすよというところが見えてくると思います。今まだ導入されている施設の数が少ないので、これまでの自己評価という形でもいいかとは思いますが、

今後増やしていくに当たっては、モニタリングに第三者を組み込んでいくということは、きっと入れていったほうが、第三者に対する透明性というところでも必要になってくる場所ですし、関心が地域にも広がっていくと思いますので、ぜひその辺、ご配慮いただきたいということでお願い申し上げます。

○武藤会長

ほかにいかがでしょうか。

本木委員、どうぞ。

○本木委員

本木です。こういった指定管理者制度というのは、いい制度で、サービス水準も上がります、コスト縮減にも効果があります、こういうふうなことで導入されるのだけれども、逆説的に考えますと、失敗してしまった例だとか、あるいはモニタリングをやって、こういう部分は非常に問題だったというような事例というのは、これまでにないのでしょうか。ちょっと確認させていただきたいと思います。

○武藤会長

どうですか。

○谷本副会長

記憶が定かな事例ではないので、あまりはっきりしたことを申し上げないほうがいいと思っているのですが、指定管理って5年ぐらいの年度でお願いしているようなケースが多かったりすると、実際、5年間ちゃんと指定されたとおりの契約内容が履行できなくなって、事業者の側が例えば倒産してしまったりというケースも全くないわけではないので、つまり民間に委ねるということは、そういった可能性もないわけではないですよ。そのリスクは当然あるという前提なので。だから、先ほど1年単位でモニタリングはというふうにおっしゃられたのだけれども、逆に言えば、1年単位でも、小さなものでもいいから、しっかり業者との関係を見ていくということは必要なことだと思っています。

○武藤会長

よろしいですか。

ほかはよろしいですか。

○政策企画課長

大したことでなくて申しわけありません。先ほど谷本副会長のほうから、今さら施設のあり方の検証というのは終わっているのではないかという話がありまして、それはおっしゃるとおりだと思います。現実的には導入効果の検証からというところ、これが2周目、これから新たにまた検討するところに入ってくるかと思うのですが、今回、指針という形で全部きちんとした形を整えたいということであえて入れているということですので、一応そういうことでご理解いただければと思います。

○武藤会長

では、ほかの委員の皆様はよろしいですか。

日吉委員からサウンディング調査のマニュアル化というようなご提案がございましたし、それから、P F I の事例ですが、職員を出向するという官民交流で現場感覚を養うこと、指定管理者の場合も、他市ですが、出向という事例があることはありますので、例えば、ごみの収集なんかを全てアウトソーシングしてしまうと、現場感覚が行政のほうから消えてしまうということがありますので、そういうことのないよう、それから、よく知らない人間が指定管理者の担当になるということが多いものですから、指定管理者の担当になった人は現場をよく知ることが必要なと思います。ですから、日吉委員のご指摘は、今後進めていく上で非常に重要なと思います。

また、谷本委員からは、モニタリングに第三者委員をとということが指摘されましたけれども、私も以前、公共施設の評価をやったときに、利用者としての市民と、それから、利用者の立場も重要ですが、利用者ではない納税者の立場のような視点、そういうところもモニタリングの中に入ってくるといいのかなとは思っています。

アウトソーシングした失敗事例というのはいろいろとあるかと思いますが、国分寺市などは委託したごみの収集業者がつぶれてしまって、突然できなくなったというようなことがありました。失敗事例もありますが、そこら辺は慎重、かつサウンディング調査をしっかりとやって、周回おくれの指定管理者制度への取り組みを、突出する必要はないかと思いますが、しっかり進めていってほしいと思います。

○大野委員

一つだけいいですか。

○武藤会長

どうぞ。

○大野委員

このマニュアルをつくって進めていく、これは大事なことだと思いますが、今、同時進行で指定管理は動いていますか。それとも、これができないと動かないのでしょうか。その辺、ちょっと教えてください。どんどん指定管理を指定していつているのか。今まであったものが動いているのではなくて。

○山崎副市長

今までやったものが動いているのは当たり前のことですけれども、この考え方に合致すべく、今、一つこちらにも紹介させていただいている公園関係なんていうのは、既にこの考え方をもとに考えようとしております。引き続きこの考え方を定着させようと思っております。

○大野委員

ありがとうございました。

2. その他

○武藤会長

本日の議題は以上となります。次回の推進会議ですが、議題といたしましては、次回も歳出の見直しについて、また、今回、委員から歳入の見直しについての意見もありました。そこで、使用料・手数料を初めとした受益者負担についてを議題としたいと考えております。

そのほかの議題につきましては、また事務局と相談の上、決めていきたいと思っております。それでは、よろしいでしょうか。

では、最後に、事務局から事務連絡等があればお願いいたします。

○事務局（政策企画課係長）

事務局でございます。本日も長時間にわたり、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。連絡事項が2点ほどございます。

まず、次回第4回目の会議ですが、12月27日（木曜日）14時からの開催を予定させていただいております。

2点目でございますが、本日の会議の会議録につきましては、原稿ができ次第ご連絡をさせていただきますので、毎回恐縮ですが、今回も内容のご確認についてご協力をお願いいたします。

以上2点で連絡事項は終了となります。以上です。

○武藤会長

どうもありがとうございました。

閉会（16時30分）